

凶年記 積文

①

郡内領の儀は、御高と家数・人別とは格別の相違に御座候處、蚕養・機稼^{はた}第一の場所に有之、村々百姓共不限晝夜に、山畑等切開、桑木諸作等仕付候得共、猪鹿等多出、植仕付候品々喰荒、依之百姓共銘々所持の山畑へ仮小屋等調置、御支配御役所も猪鹿威し鉄炮御拝借仕置候、右品を携、晝夜番の者附置候程の仕儀有罷、必至と難儀仕、少々穀物取入候得共、番の者にも不引足候程の植仕物に有之、殊に当郡の儀は、富士山北根方にて、東西南北に山峠を請、谷間に民家有之、一統霰（霧力）深く候故、植仕付候品も本田畑とは実法方多分の相違に付、只今にては当郡の内、切開田畑に致候場所毛頭無御座候、左候得ば、前段申候通り、郡内領の儀は、

②

御高と家数・人別とは委（悉力）相違仕、百姓共日々麩衣・麩食并老若男女ども銘々山谷へ罷出、木の実・草の根等を取入、日々夫食を仕、家内暮し方等極俟約致候ても、中々以植仕付の穀物其外野菜取入候ても、当郡御高の内住居罷有候村々家数人別へは不引足、余国より雜穀・米・塩（味噌）噌の類買入、極困窮の百姓共必至と難儀至極罷有候所、天保四巳年八月朔日、大風・雨にて秋毛不残、草木に至迄吹荒、穀物は不及申諸品高直に相成り、諸人困窮致候故、為心得の諸品直段附置候、尤巳年夏毛は、相應に取入申候

一 白米、金壹歩に付、但し京升三升七合、小麦、金

吉歩に付同六升、大麦金吉歩に付、七升五合、
小豆吉歩升代貳百四拾八文、ふすま吉歩升代百文、
ひへ・ぬか吉歩斗代百文、大根ひば貳連百文、塩
吉歩代金三朱と貳百文、但し升入目吉歩
四五位、酒吉歩升代九百文、味噌百文に付、

③

百五拾目、右の外諸品高直、口(癸)巳年秋も戌年迄
六ヶ年の内、凶作にて諸人困窮におよび候、郡中人別
凡六万七千人余、兎其外人別に不入者数不知
餓死人数不知、餓渴の疫病流行、死候者
一万七千人余、所々に捨子数不知、谷村長安寺
台門先明家にて、死人数百人余、所々に捨子数
不知、谷村町に亦(赤)子捨置候処、犬に食し頭は、町中に
有、手足からだは所々にあり、道中筋在り
行倒等数不知、古き乞食は不残行倒、戌年
の頃は百姓新乞食計りに相成り候、百姓の
新乞食に成候者は、田畑・家財売仏(払)、六ヶ年の
難儀、手を尽し果、無拋親を捨、子を捨、妻離
散し、所を越し、何国ともなく落行、乞食に相成り
候者数多有之候、此者共平生予ためし
見るに、御百姓無請(情)の者ども多有之候、
当郡の内に道志川と申所あり、是にてある人見附
候所、橋の上に親子連にて覺敷五人、なき
かなしみ居り、ある人も不便に思ひ候得共、
④
自分も餓渴の苦故、一言のなさけも
不掛け過通り、道五、六間程も行過、跡を
見候処、最早水中へ飛入、無拋事に候、其節
ある人、身の毛もさかだつ思ひ、おそろしき

事に存候、猿はし宿百姓両助と申者、親子
四人にて、甲斐へ袖乞に参り、両助は彼地にて死去、
妻子三人、猿はしへ立帰り、自分家にて三人一同に
餓死仕候、組合衆見附、古長物（持力）親子三人一同に
入、堀埋申候、当郡中橋々へ小共（子供）打込候者
不数知、凶年野山取入食物、かつら・ところ・なら
の実・とち芝・わらこがし・餅の芝・ひばのめ・
かす草の食物・餅草・米藁たんご・のびる・
ひゅうく草・なつな・ふじの実・うるし
のは・おんばく

右有増を記し申候

⑤

牛馬餓死

当郡中、山中と申処にて、牛馬凡百貳三拾疋
餓死致候、右村の外、牛馬餓死候分、数おふく
有之候得共、数不知、尚亦郡内領の儀は
他国とは事替り、東西南北に山峠有之、
穀物は不及申、諸品人馬にて持運、陽気柄
宜敷時節にも極難渋の場所に有之候、
平年共極困窮の者ども、木の実、草の根等を
取入、日々夫食仕候